

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令案要綱

第一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）における中小企業者の範囲について、業種並びにその業種ごとの資本の額及び従業員の数等を定めるものとする事。

（第一条関係）

第二 特定流通業務施設の基準に係る区分として、卸売市場等の四区分を定めるものとする事。

（第二条関係）

第三 貨物利用運送事業法に基づく運送約款の認可を不要とする特例等の適用対象となる組合又はその連合会として、事業協同組合等を定めるものとする事。

（第三条関係）

第四 流通業務総合効率化関連保証に係る保険料率を定めるものとする事。

（第四条関係）

第五 法における主務大臣は、流通業務総合効率化事業の実施主体等に応じ、国土交通大臣、経済産業大臣又は農林水産大臣とする旨を定めるものとする事。

（第五条関係）

第六 経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、都道府県知事が行うものとする事。

（第六条関係）

第七 主務大臣の権限の一部は、地方運輸局長、経済産業局長又は地方農政局長等に委任するものとする事。

と。

(第七条関係)

第八 この政令は、法の施行の日（平成十七年十月一日）から施行するものとする。

(附則第一条関係)

第九 中小企業流通業務効率化促進法施行令は、廃止するものとする。

(附則第二条関係)

第十 関係政令の整備を行うものとする。

(附則第三条から第八条まで関係)